

昭和四十二年法律第三百三号

近畿圏の保全区域の整備に関する法律

(目的)

この法律は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊緑地の保全その他区域の整備に特別の措置を定め、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「既成都市区域」とは、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百一十九号)以下「法」という)第二条第三項に規定する区域をいう。

この法律で「保全区域」とは、法第十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

この法律で「既成都市区域」とは、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百一十九号)以下「法」という)第二条第三項に規定する区域をいう。

この法律で「保全区域」とは、関係府県知事は、法第二条第二項に規定する近畿圏整備計画に基づき、関係市町村長と協議して、当該保全区域に係る保全区域整備計画を作成することができる。

(保全区域整備計画の作成等)

この法律で「近郊緑地」とは、既成都市区域の近郊における保全区域内の樹林地(これに隣接する土地でこれと一体となつて緑地を形成しているもの及びこれに隣接する池沼を含む。)であつて、相当規模の広さを有しているものをいう。

(保全区域整備計画の作成等)

この法律で「近郊緑地」とは、既成都市区域の近郊における保全区域内の樹林地(これに隣接する土地でこれと一体となつて緑地を形成しているもの及びこれに隣接する池沼を含む。)であつて、相当規模の広さを有しているものをいう。

(保全区域整備計画の内容)

前二項の規定は、保全区域整備計画の変更について準用する。

(保全区域整備計画の内容)

前二項の規定は、保全区域整備計画には、文化財の保存、

緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項を定めるものとする。

前項に規定するもののほか、保全区域整備計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 土地の利用に関する事項

(近郊緑地保全区域の指定)

国土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによつて得られる既成都市区域及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域として指定することができる。

国土交通大臣は、近郊緑地保全区域の指定をしようとするときは、関係地方公共団体及び国土審議会の意見を聴くとともに、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

近郊緑地保全区域の指定は、国土交通大臣が国土交通省令で定めるところにより告示するこ

とによつて、その効力を生ずる。

前二項の規定は、近郊緑地保全区域の変更について準用する。

(近郊緑地特別保全地区に関する都市計画)

近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができ

る。

一 地形、交通施設の整備の状況、周辺の土地の開発の状況等に照らして無秩序な市街地化のおそれが特に大であること。

二 当該特別緑地保全地区に関する都市計画を定めることによつて得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持

及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと。

国土交通大臣は、近郊緑地特別保全地区(前項の規定による特別緑地保全地区をいう。以下同じ。)に関する都市計画を定め、又はその決

定めることによつて得られる既成都市区域及

びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持

及び増進又はこれらの地域における公害若し

くは災害の防止の効果が特に著しいこと。

国土交通大臣は、近郊緑地特別保全地区(前

項の規定による特別緑地保全地区をいう。以下同じ。)に関する都市計画を定め、又はその決

定めることによつて得られる既成都市区域及

びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持

及び増進又はこれらの地域における公害若し

くは災害の防止の効果が特に著しいこと。

国土交通大臣は、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)に規定する鉱区について近郊緑地特別保全地区に関する都市計画を定め、又はその決

定めることによつて得られる既成都市区域及

びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持

及び増進又はこれらの地域における公害若し

くは災害の防止の効果が特に著しいこと。

前項の規定による協議が成立しない場合においては、国土交通大臣又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百一十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(近郊緑地保全区域における行為の届出)

前項の規定による協議が成立しない場合においては、国土交通大臣又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、通常生ずべき損失を補償する。前項の規定による損失の補償については、国土交通大臣と損失を受けた者が協議しなければならない。

国土は、第一項の規定による行為により他人に損失を与えた場合には、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

前項の規定による損失の補償については、国土交通大臣と損失を受けた者が協議しなければならない。

前項の規定による協議が成立しない場合においては、国土交通大臣又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、通常生ずべき損失を補償する。

二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 前三号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

五 郡県知事は、前項の届出があつた場合においては、その旨を通知しなければならない。

六 当該近郊緑地の保全のため必要があると認められるとき、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

七 國土交通大臣は、近郊緑地保全区域の指定の準備のため他人の占有する土地に立ち入りつて調査を行なう必要がある場合においては、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、みずから立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

八 地方公共団体から意見の申出を受けたときは、立ち入らうとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

九 第二条第一項の規定による届出を要する行爲をしようとするときは、あらかじめ、府県知事にその旨を通知しなければならない。

十 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入るうとする場合は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

十一 第二条第一項の規定による届出を要する行爲をしようとする場合は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

十二 第二条第一項の規定による届出を要する行爲をしようとする場合は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

十三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

十四 地方公共団体又は都市緑地法(昭和四十年法律第七十二号)第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第十七条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。)は、近郊緑地保全区域内の近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該近郊緑地保全区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「管理協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の近郊緑地の管理を行うこと

それぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていなければならぬものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

前項の場合においては、なほ従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任) 第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任) 第百六十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則による経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて

ては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百六十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律（第一条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。）

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一〇九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

一 第一条（この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。）

第五条 (罰則に関する経過措置)
(政令への委任)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第六条 (附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。)

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八条）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替（法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第百三十三条（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第百六十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第百十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第百二十条（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十五条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第百二十二条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の二及び第五十九条の三、第一百四十二条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第十九条の改正規定に限る。）、第百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第百三十二条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四十二条及び第一百九条の二の改正規定を除く。）、第百二十九条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第百三十三条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四十二条及び第一百九条の二の改正規定を除く。）、第百四十二条（地方拠点都市地の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第十二十三条までの改正規定に限る。）、第百四十五条、第百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第百四十九条（密集市街地における防

第一条 (施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄
(政令への委任)
第一条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

二 第二十九条、第三十一条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十三条の改正規定に限る。）、第三十五条（第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第三十九条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（政令への委任）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日（いずれか遅い日から施行する。）

附 則 (平成二三年八月三十日法律第一〇五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八条）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項及びマンションの建替（法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第百三十三条（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第百六十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第百十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第百二十条（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十五条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第百二十二条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の二及び第五十九条の三、第一百四十二条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第十九条の改正規定に限る。）、第百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第百三十二条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四十二条及び第一百九条の二の改正規定を除く。）、第百三十三条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四十二条及び第一百九条の二の改正規定を除く。）、第百四十二条（地方拠点都市地の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第十二十三条までの改正規定に限る。）、第百四十五条、第百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第百四十九条（密集市街地における防

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部
改正に伴う経過措置）

第五十七条 第百十八条の規定（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に第百十八条の規定による改正前の近畿圏の保全区域の整備に関する法律（次項において「旧近畿圏保全区域整備法」という。）第三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第百十八条の規定による改正後の近畿圏保全区域の整備に関する法律（次項において「新近畿圏保全区域整備法」という。）第三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされた通知とみなす。

2 第百十八条の規定の施行の際現に旧近畿圏保全区域整備法第九条第四項（旧近畿圏保全区域整備法第十三条において準用する場合を含む。）の規定によりされた届出は、新近畿圏保全区域整備法第九条第四項（新近畿圏保全区域整備法第十三条において準用する場合を含む。）の規定によりされた届出とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日)	第一条
	この法律は、公布の日から起算して二月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
六号) 抄	一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条 の規定 公布の日
(施行期日)	附 則 (平成二十九年五月一二日法律第二 六号)
	第一条 この法律は、公布の日から起算して二月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
	一 附則第二十五条の規定 公布の日
	(罰則に関する経過措置)
	第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用 については、なお従前の例による。
	(検討)
	第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過し た場合において、第一条、第二条及び第四条か ら第六条までの規定による改正後の規定の施行 の状況について検討を加え、必要があると認め るときは、その結果に基づいて必要な措置を講 ずるものとする。
	(政令への委任)
	第二十五条 この附則に定めるもののほか、この 法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定 める。